

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力注3) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ハイチ	食糧援助に関する日本国政府と ハイチ共和国政府との間の交換 公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	490,000 千円 -----	H28.1.20 ポルトー フランス で (同日)	日本側 八田善明在ハイチ 大使館大使 ハイチ側 ルネル・ルノー 外務・宗務大臣	H28.2.4 30号
ハイチ	食糧援助に関する日本国政府と ハイチ共和国政府との間の交換 公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	350,000 千円 -----	H28.12.1 ポルトー フランス で (同日)	日本側 八田善明在ハイチ 大使館大使 ハイチ側 ビエロ・デリエ ンス外務・宗務大臣	H28.12.13 473号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。